

京都市告示第 5 3 1 号

地方税法第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区役所、支所において納税者の縦覧に供します。

平成 2 6 年 3 月 1 1 日

京都市長 門 川 大 作

1 縦覧期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 4 月 3 0 日まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

3 縦覧場所

区 名	固定資産の所在地	左記の固定資産に係る縦覧場所
北 区	北区の所管区域内	北区役所（北区紫野東御所田町 33 番地の 1）
上京区	上京区の所管区域内	上京区役所（上京区上立売通大宮東入幸在町 689 番地）
左京区	左京区の所管区域内	左京区役所（京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2）
中京区	中京区の所管区域内	中京区役所（中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521 番地）
東山区	東山区の所管区域内	東山区役所（東山区清水五丁目 130 番地の 6）
山科区	山科区の所管区域内	山科区役所（山科区柳辻池尻町 14 番地の 2）
下京区	下京区の所管区域内	下京区役所（下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608 番地の 8）
南 区	南区の所管区域内	南区役所（南区西九条南田町 1 番地の 3）
右京区	右京区の所管区域内	右京区役所（右京区太秦下刑部町 12 番地）

区名	固定資産の所在地	左記の固定資産に係る縦覧場所
西京区	洛西支所の所管区域を除く西京区の所管区域内	西京区役所（西京区上桂森下町 25 番地の 1）
	洛西支所の所管区域内	洛西支所（西京区大原野東境谷町二丁目 1 番地の 2）
伏見区	深草支所及び醍醐支所の所管区域を除く伏見区の所管区域内	伏見区役所（伏見区鷹匠町 39 番地の 2）
	深草支所の所管区域内	深草支所（伏見区深草向畑町 93 番地の 1）
	醍醐支所の所管区域内	醍醐支所（伏見区醍醐大構町 28 番地）

（行財政局税務部資産税課）